

令和8年度 日南市地域課題解決型創業補助金 募集要領

1 事業の目的

本事業は、地域の課題解決を目的として新たに創業する者に、必要な経費の一部として、日南市地域課題解決型創業補助金（以下「創業補助金」という。）を交付することにより、事業の促進による地方創生を実現することを目的とする。

なお、地域の課題解決を目的とした事業であること、その中でも観光関連分野において地域課題の解決に取り組む事業（特に観光客のための飲食店やみやげもの等を取り扱う小売店等）の創業事業を優先的に採択するものとする。

2 創業補助金の概要

(1) 補助対象期間

交付決定日から令和9年2月26日（金）まで

(2) 補助率、補助限度額

補助率：1／2以内、補助限度額：1,000千円

(3) 補助対象経費

店舗・事務所等賃借料、設備費、知的財産権等関連経費、旅費、外注費、広報費

(4) スケジュール（予定）

- ① 令和8年4月1日～6月30日 1次公募（必要に応じて次回の公募を実施）
- ② 令和8年7月10日 審査（審査会）
- ③ 令和8年7月13日 審査結果通知
- ④ 令和9年2月26日までに 事業完了、検査、実績報告書提出

3 補助対象者

創業補助金の補助対象となる者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者である。

- (1) 令和8年4月1日以降、補助事業期間完了日までの期間に個人事業の開業の届出、又は法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。（大企業及びみなし大企業は除く。）

※令和8年4月1日より前に開業の届出を行っている個人事業主及び既に設立されている法人等は対象外であるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う個人として開業届を提出する、もしくは新たな法人等を設立する場合は対象となる。

- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき国から認定を受けた日南市創業支援事業計画（以下「市計画」という。）に位置付けた特定創業支援事業を過去3年以内に受けた者又は当該年度中に受ける予定がある者
- (3) 日南商工会議所、北郷町商工会又は南郷町商工会いずれかの会員となり、継続的に経営指導を受ける見込である者
- (4) 5年以上継続して市内で事業を行う見込みである者
- (5) 税金を滞納していない者（法人の場合は団体及び代表者）
- (6) 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している者又は予定があるもの。

- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び日南市税条例（平成 21 年日南市条例第 98 号）の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（日南市内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (10) その他、創業補助金を交付することについて、日南市が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

4 補助対象事業

創業補助金の補助対象となる事業は、それぞれに掲げる要件の全てを満たす事業である。

- (1) 日南市内において、地域の課題の解決を目的として新たに創業する事業であること。
- (2) 日南市内で実施される事業であること。
- (3) 日南市内に事業所（法人の場合は所在地）を置き、日南市内に住民票を有する又は予定（法人の場合は代表者）であること。
- (4) 居宅等以外の場所で、店舗等を設置し、創業する事業であること。
- (5) 令和 8 年 4 月 1 日以降、補助事業期間完了日までの期間に新たに創業する事業であること。
- (6) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 公的な資金の用途として社会通念上不適切である判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

※国、宮崎県からの補助金等の対象事業は、創業補助金の対象としないので留意すること。

5 補助対象経費等

創業補助金の補助対象となる経費は、補助事業に必要な経費であって次表に掲げる経費のうち、次の(1)～(3)の全てに該当する経費である。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費

※ただし、店舗等賃借料については、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払う補助事業期間分の費用は対象となる。

- (3) 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

<表>

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
事業費	店舗・事務所等賃借料、設備費、知的財産権等関連経費、旅費、外注費、広報費 ただし、設備費（備品購入）において、業務に関係のない汎用性が高く、目的外使用になりえるものは対象外とする	1 / 2 以内	1,000 千円

※ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。

※消費税及び地方消費税は補助対象外。

6 応募手続

(1) 募集期間

令和8年4月1日（水）～6月30日（火） 当日 17:00 書類必着

※受付時間：9:00～17:00（土・日・祝を除く）

(2) 提出先（問合せ先）

〒887-8585 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

日南市 産業経済部 商工政策課 商工政策係 あて

TEL：0987-31-1169

E-mail：syokoseisaku@city.nichinan.lg.jp

(3) 提出書類

① 応募申請書

② 事業計画書（別紙様式1-(1)）

③ 反社会的勢力でないことの誓約書（別紙1-(2)）

④ すでに個人事業主と開業および法人設立済の方

ア すでに個人事業主として開業済みの方

税務署に提出した開業届の写し、業種（事業内容）が確認できる書類（例：確定申告書、収支内訳書、確定申告書第二表等（直近分）

イ すでに法人設立済みの方

法人税申告書別表二、業種（事業内容）が確認できる書類の写し（例：法人事業概況説明書、定款等）（直近分）

(4) 提出方法

窓口持参・郵送

※郵送については当日 17:00 書類必着

(5) 応募上の注意事項

① 提出された申請書類や添付書類等は一切返却しないこと。

② 申請に要する費用は応募者が負担すること。

7 審査方法

申請書類を基に審査会で内容を審査し、その結果に基づき採択事業を決定する。

(1) 書類審査

事業計画書等の提出された書類をもとに審査する。

(2) 留意事項

審査結果に関する問い合わせには、一切応じられないこと。

8 採択結果

採択結果については、商工政策課から応募者全員に対して書面で通知する。

9 交付決定

採択決定後、補助金交付対象者より、補助金交付申請書を提出していただき、商工政策課が事業や経費の内容を精査の上、創業補助金の交付額を正式に決定し、交付決定通知書により通知する。なお、内容の精査により交付決定額が交付申請額から減額される場合があるので留意すること。

また、交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、支払額を約束するものではないので留意すること。

10 実績報告・創業補助金の支払い

補助事業が完了した日から 30 日以内、又は令和 9 年 2 月 26 日（金）までのいずれか早い期日までに市長に、実績報告書を提出すること。

商工政策課が提出された実績報告書に基づいて実績調査を行い、事業実施の状況や帳簿・支出の証拠書類等の確認を行った上で、創業補助金の額を確定する。

その後、商工政策課あてに提出された請求書に基づき、創業補助金を精算払いにて交付する。

11 交付決定後の注意事項

(1) 補助事業の事業内容の変更等

交付決定後、事業計画を変更しようとする場合、もしくは事業を休止又は廃止しようとする場合には、事前に商工政策課の承認を受けなければならないこと。

また、補助対象経費において、30%を超える金額を変更しようとする場合には、事前に商工政策課の承認を受けなければならないこと。

(2) 現地調査・実地検査

補助事業の実施期間中並びに補助事業完了後 5 年間は、日南市が必要であると判断した場合に現地調査に入ることがあるが、その際には事務所・店舗等関係箇所の立ち入りや帳簿・証拠書類等の確認・検査に協力しなければならないこと。

(3) 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間は、保管しなければならないこと。

(4) 取得財産の管理

補助事業により取得し又は効用が増加した財産については、善良なる管理者の注意を持って

適切に管理を行うとともに、取得価額が1件当たり25万円以上（税抜）の取得財産については、補助事業終了後も一定期間においてその処分等について日南市の承認を受けなければならないこと。また、処分等に伴い収入があった場合には、その収入の全部又は一部の納付を求められることがあること。